

5327、5329から5332まで、5334の3、5334のロ、5334のハ、5335から5342まで、5343の1、5343の2、5344の4、5346から5351まで、5352のイ、5353から5358まで、5361の1から5361の8まで、5367から5370まで、5372、5375、5377から5379まで、5403、5404、5433から5438まで、5441から5444まで、5446、5447、5449、5452、5453の2、5454、5456、5459、5460、5462から5464まで、5467から5469まで、5474から5476まで、5478の1から5478の4まで、5478の6から5478の11まで、5478の13、5478の14、5479の11

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北山5335・5336・5478の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、5337から5342まで、5343の1、5343の2、5344の4、5346から5351まで、5352のイ、5353から5358まで、5361の1から5361の5まで、5361の7、5361の8、5368から5370まで、5372、5375、5378、5379、5403、5404、5433から5435まで、5478の1、5478の3、5478の4、5478の6から5478の11まで、5478の13、5478の14

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

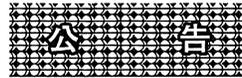
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年7月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半スーパーセンター塩尻店

塩尻市広丘堅石250-7 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

綿半ホールディングス株式会社

飯田市北方1023番地1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

| 小売事業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|--------------|------|------|
| 株式会社綿半ホームエイド | 午前9時 | 午後9時 |

（変更後）

| 小売事業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|--------------|------|------|
| 株式会社綿半ホームエイド | 午前8時 | 午後9時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)

| |
|--------------------|
| 時間帯 |
| 午前8時30分から午後9時30分まで |

(変更後)

| |
|--------------------|
| 時間帯 |
| 午前7時30分から午後9時30分まで |

- 4 変更する年月日
令和4年9月1日
- 5 届出年月日
令和4年7月11日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和4年7月25日から令和4年11月25日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年7月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
綿半ホームエイドアップルロード店
飯田市鼎名古熊2084-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
綿半ホールディングス株式会社
飯田市北方1023番地1
- 3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

| 小売事業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|--------------|---------|------|
| 株式会社綿半ホームエイド | 午前9時30分 | 午後9時 |

(変更後)

| 小売事業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|--------------|------|------|
| 株式会社綿半ホームエイド | 午前7時 | 午後9時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)

| |
|-----------------|
| 時間帯 |
| 午前9時から午後9時30分まで |

(変更後)

| |
|--------------------|
| 時間帯 |
| 午前6時30分から午後9時30分まで |

- 4 変更する年月日
令和4年9月1日
- 5 届出年月日
令和4年7月11日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和4年7月25日から令和4年11月25日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

採石業務管理者試験を次のとおり行います。

令和4年7月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 試験日時
令和4年10月14日（金） 午前10時から正午まで
- 2 試験場所
長野県安曇野庁舎 講堂（安曇野市豊科4960-1）
- 3 試験科目
筆記により、次の科目について行います。
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 4 出題形式
選択式筆記試験とします。なお、出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題15問（5問の必須問題と、10問から5問を選択して解答する選択問題）とします。
- 5 受験手続
(1) 提出書類
ア 受験願書
イ 写真（手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）
(2) 受験手数料
受験手数料（8,100円）は、長野県収入証紙により（受験願書に貼って、消印はしないでください。）納付してください。
(3) 受付期間
令和4年9月1日（木）から9月16日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで（郵送による場合は、令和4年9月16日までの消印のあるものに限り受け付けます。）
(4) 受付場所
長野県建設部河川課（県庁専用郵便番号 380-8570）
- 6 合格発表
令和4年11月4日（金）に長野県庁の掲示板に掲示するとともに、長野県ホームページに掲載します。
- 7 合格基準
合格基準については、試験終了後に公表します。

8 その他

- (1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県建設部河川課及び県内各建設事務所維持管理課管理系のほか、一般社団法人長野県砂利砕石業協会、長野県砕石工業組合及び長野県鉄平石協同組合において配布します。
- (2) この試験についての問い合わせは、長野県建設部河川課（電話026-235-7308）までお願いします。
- (3) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験に必要な範囲でのみ利用します。

河川課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
令和4年7月25日

長野県上田建設事務所長 中島 俊一

1 許可番号

令和3年12月16日 長野県上田建設事務所指令3上建第55-7号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市古里字篠井原880-1、881-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市両島6-11

セキスイハイム信越株式会社 代表取締役 石原 範久

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
令和4年7月25日

長野県松本建設事務所長 藤本 済

1 (1) 許可番号

令和4年5月30日 長野県指令4都第30-1号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字下西条字下西条288-7、288-8、288-9

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東筑摩郡麻績村麻4131 A-6

内山 敬介

塩尻市大字下西条288-1

内山 なつき

2 (1) 許可番号

令和4年3月9日 長野県松本建設事務所指令3松建第191-5号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字塩尻町字十王堂769-2、769-20

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市南原2-4-8

有限会社サーベイ・リサーチ 取締役 山崎 秀彦

都市・まちづくり課